

請書

令和 7年 6月19日

横浜市契約事務受任者
契約番号 2528025256

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件 名 松風学園 汚物除去機洗剤購入 6 月分

契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
						¥	9	8	5	6	0

✓ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	8	9	6	0

□ 免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	89,600	89,600
合 計			89,600

納入場所（履行場所） 健康福祉局松風学園

納入期限（履行期限）		令和 7年 6月 19日 から 令和 7年 7月 10日 まで	
前 金 払	☒ しない	☐ する	
部 分 払	☒ しない	☐ する	
部 分 払 の 基 準	☐ 設計書のとおり	☐	
支 払 時 期 の 特 約 の 確 認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内		
契 約 約 款 の 適 用	☒ 物品供給契約約款	☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款	
	☐ 委託契約約款	☐ 修繕請負契約約款	
	☐ 賃貸借契約約款	☐ 設計・測量等委託契約約款	
	☐		

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。